



議案第百十九号

小鹿南地区ほ場整備及び農業用排水施設事業（土地改良総合整備事業）の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり小鹿南地区ほ場整備及び農業用排水施設事業（土地改良総合整備事業）の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町管土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求めらる。

昭和五十六年十二月十五日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十六年拾月拾七日

原案可決

三朝町議会議長 名越典由

一 事業の名称及び工事名

ほ場整備及び農業用排水施設事業（土地改良総合整備事業）小鹿雨地区暗渠排水及び区画整理並びに農業用排水施設工事

二 施行場所

三朝町大字神倉地内

三 経費の賦課基準

事業費の三〇パーセント以内を受益者に面積割で賦課するものとする。

四 徴収の時期

各年度毎に工事に着手した日の翌日からその年度の三月三十一日までの間

五 徴収の方法

金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。